

MMCニュース 経営情報

2025年5月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2・20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

扶養対象年収
103万円→123万円
～国税庁～

令和7年の税制改正により、働き方に影響の大きい変更が施行されました。国税庁が公表した「源泉所得税の改正のあらまし(令和7年4月版)」を抜粋してその内容をお知らせいたします。

給与所得者における改正内容

【扶養に入れる年収の改正】

改正前103万円以下 → 改正後123万円以下

上記は内訳として以下2点の改正が行われたことにより
ます。

	改正前	改正後
基礎控除 の最低額	48万円	58万円
給与所得控除 の最低額	55万円	65万円
合 計	103万円	123万円

【19歳から22歳(その年の12月31日時点)の場合】

改正前103万円以下 → 改正後150万円以下

年収150万円以下であれば改正前の特定扶養控除と同じく63万円の扶養控除が適用されます。

また、年収150万円を超えても段階的に次の扶養控除

(特定親族特別控除)が適用されます。

19歳～22歳の方の年収	控除金額
～150万円以下	63万円
～155万円以下	61万円
～160万円以下	51万円
～165万円以下	41万円
～170万円以下	31万円
～175万円以下	21万円
～180万円以下	11万円
～185万円以下	6万円
～188万円以下	3万円

【基礎控除の割増】

通常の基礎控除58万円とは別に、その方の年収に応じて以下の段階的控除が適用されます。

その方の年収	基礎控除額	
	令和7～8年 限定	令和9年 以降
～2,003,999円以下	95万円	95万円
～4,751,999円以下	88万円	58万円
～6,655,556円以下	68万円	
～8,500,000円以下	63万円	
～25,450,000円以下	58万円	

(注意)

①上記の改正は令和7年1月まで遡って適用されますが、事務手続きとしては年末調整時に行われるため、各月の給与に係る手取り金額に変化は生じません。

②住民税の基礎控除は43万円のまま改正されていません。そのため住民税非課税の年収は給与所得控除と合わせて以下の改正となります。

改正前98万円 → 改正後108万円

読売ジャイアンツ 坂本選手 3年間で 2.4億円修正申告

プロ野球・巨人の坂本勇人選手(36)に対し、東京国税局が2022年までの3年間で約2億4000万円の申告漏れを指摘していたことが先月判明しました。過少申告

